

船橋市立前原小学校

危機管理マニュアル



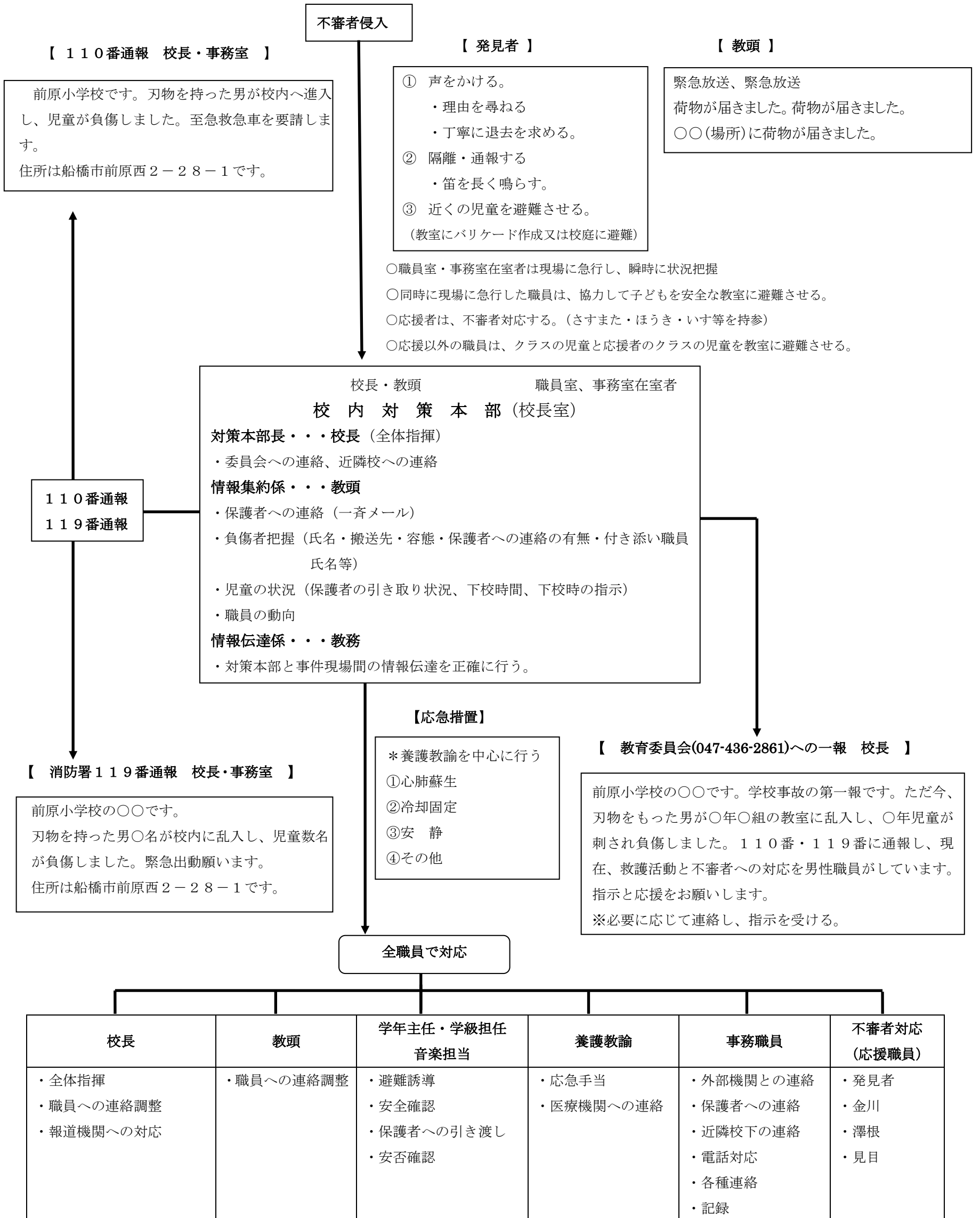
- I 不審者侵入の防止の3段階のチェック体制(P.2)
- II 不審者侵入による事故発生(P.3)
- III 火災発生(P.4)
- IV 地震発生(P.5)
- V 気象警報発令時の学校対応について(P.6-7)
- VI 引き渡しについて(P.8)
- VII 事故・傷病発生(P.9-10)
- VIII 水泳事故発生(P.11)
- IX 大規模災害等で学校が避難所となる場合(P.12)
- X アナフィラキシー症状についての対応(P.13-15)
- XI 弾道ミサイル発射についての対応(P.16)
- XII 緊急対応マニュアル(詳細編)(P.17-19)

緊急対応マニュアル I (不審者侵入の防止の 3 段階のチェック体制)

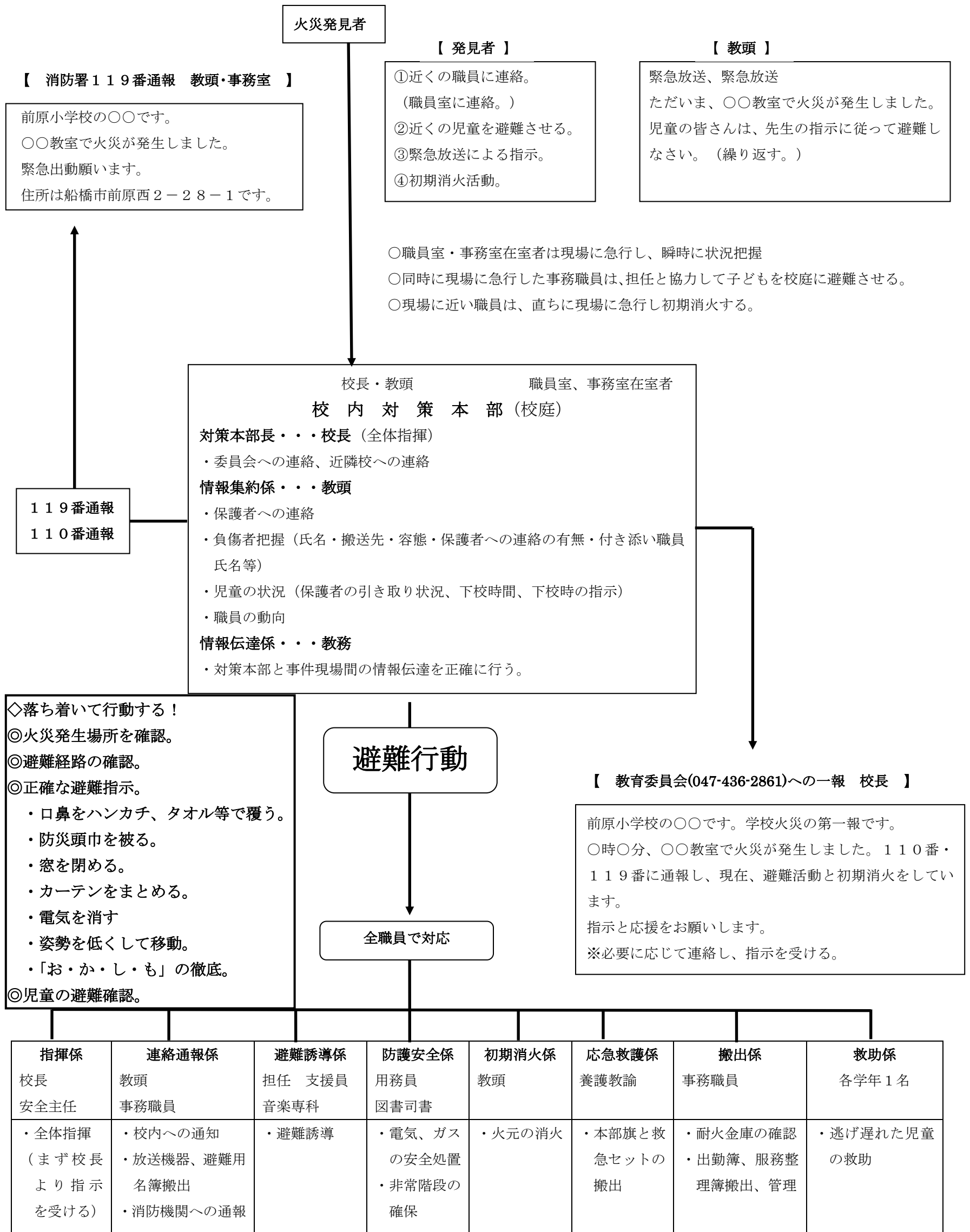
段階	具体的な方策
A 校門	防犯カメラ
B 校門から校舎の入り口まで	防犯カメラ、死角の排除
C 校舎への入り口	受付の指定・明示、受付での来訪者の確認、名札の着用

- 来校者向けに、校舎入口に「来校者の方は必ず事務室か職員室にお声がけください」の案内を掲示する。
- 一般来校者には来校者胸章を 1 人 1 つ配布し、安全ピンかクリップにより胸の位置につけるよう求める。
- 保護者には、年度初めに配布する保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。

緊急対応マニュアルⅡ (不審者進入による事故発生)



緊急対応マニュアルⅢ(火災発生)



緊急対応マニュアルⅣ(地震発生)

【 教頭 】

地震発生

緊急放送、緊急放送
 ただいま、地震が発生しました。机の下にもぐり頭部を保護しなさい。繰り返します。
 揺れがおさまりました。
 ⇒担任の先生の指示に従って速やかに校庭に避難しましょう。(二次避難が必要な場合)
 ⇒担任の先生の指示に従って落ち着いて行動しましょう。(二次避難が不要な場合)

職員の対応
 ※地震の発生時に準じて対応する。

児童の対応
 ※地震発生時に準じて対応する。

初期対応

職員の対応 【 学校内 】

- ◇落ち着いて行動する！
- ◎授業を中止し、安全確保につとめる。
- ◎避難経路の確認。(放送を優先するが、原則避難経路に従う。)
- ◎正確な避難指示。
 - ・防災頭巾を被る。
 - ・窓を開ける。
 - ・カーテンを閉める。
 - ・電気を消す
 - ・「お・か・し・も」の徹底。
- ◎児童の避難確認。
 - ・各階にて残留児童の確認。
 - ・行方不明者がいた場合、本部の指示にて搜索。

児童の対応 【 学校内 】

- ◇落ち着いて行動する！
- ◎授業を中止し、安全確保につとめる。
- ◎避難経路の確認。(放送を優先するが、原則避難経路に従う。)
- ◎正確な避難指示。
 - ・防災頭巾を被る。
 - ・窓を開ける。
 - ・カーテンを閉める。
 - ・電気を消す
 - ・「お・か・し・も」の徹底。
- ◎児童の避難確認。
 - ・各階にて残留児童の確認。
 - ・行方不明者がいた場合、本部の指示にて搜索

第二次対応

全職員で対応

指揮係	連絡通報係	避難誘導係	防護安全係	児童環境調査票	応急救護係	搬出係	救助係
校長 安全主任	教頭 事務職員	担任 支援員 音楽担当	用務員 図書司書	教頭	養護教諭 栄養士	事務職員	各学年1名
・全体指揮 (まず校長より指示を受ける)	・校内への通知 ・放送機器、避難用名簿搬出 ・消防機関への通報	・避難誘導	・電気、ガスの安全処置 ・非常階段の確保	・児童環境調査票を運ぶ	・本部旗と救急セットの搬出	・耐火金庫の確認 ・出勤簿、サービス整理簿搬出、管理	・逃げ遅れた児童の救助

緊急対応マニュアルV(気象警報発令時の学校対応について)

●制定の目的

- ・自然災害に対して児童・生徒及び教職員の安全を確保するため
- ・保護者の安心を確保するため
- ・児童・生徒、教職員の在宅中(登校前・休日・夜間等)や在校中に災害が発生したり、災害に関する情報が発表されたりした場合の登下校や休校などの措置について、できる限り事前に周知することですみやかに対応できるため
- ・気象庁から発令される気象警報により、船橋市立小・中学校が臨時休業等の統一的な対応を行うことができるため

●制定にあたっての基本方針

- ・自然災害に対してどのように行動するべきか、共通理解を得る
- ・児童・生徒、保護者及び教職員に対して、情報伝達方法を明確化することで混乱を回避する
- ・気象警報に対応した行動をあらかじめ周知しておくことで、適切な行動をとりやすくする
- ・別紙「警報等発令時の学校対応表」に頼るだけでなく、校長が学区の状況を把握する

●気象警報の対象地域

- ・「船橋市」、「千葉県全域」、「千葉県北西部」のいずれかに対して発表された警報に該当する

●気象警報の確認方法

- ・気象情報については、テレビ等のメディア、スマートフォン等の携帯電話、インターネットで確認する

●「暴風警報」や「暴風雪警報」等の発令時における対応

- ・午前7時の時点で「特別警報(大雨、大雪、暴風、暴風雪)」、「警報(大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪)」が(以下、警報)継続中の場合、臨時休業とする。
- ・在校時に「警報」が発令された場合には、各学校や地域の状況に応じて中学校区の校長が適切な措置を講じる。**ただし、下校させる場合は、通学路の安全などを十分に確認してから下校をさせること。**
- ・また、**学校に待機をさせる場合なども含め、保護者に学校の対応を配信メールなどで連絡をすること。**

※「波浪特別警報」、「高潮特別警報」、「波浪警報」、「高潮警報」、「雷注意報」、「竜巻注意情報」が発令されている場合には、各学校や地域の状況に応じて中学校区の校長が適切な措置を講じる

※午前7時以前に登校をしなければならない部活動の朝練習等が計画されている場合には、学校長は、前日の下校までに気象情報を的確に把握し、中止等の判断をする

※遠足、修学旅行、体験学習等、原則として延期・中止とするが、該当地(目的地)に警報が発令されておらず、気象情報や関係機関の情報から、出発を遅らせる措置などを講じることで安全が確保される場合には、校長の判断で実施することができる。(旅行会社等との契約においては、天候等に伴う中止等について確認しておく)

●給食について

- ・臨時休業になった場合は中止となる。その際の給食費の返金はしない
- ・臨時休業時の食材の対応については、保健体育課に相談する
- ・交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、示した献立と変更させることも考慮する(その場合は、保護者に手紙等できちんと知らせること)

●「臨時休業」等の措置報告について

- ・船橋市立小・中学校・特別支援学校が一斉に「臨時休業」した場合には報告を要しない
- ・個別に「臨時休業」及び「時限登校」した場合、小・中学校長は船橋市立小学校及び中学校管理規則第20条に基づき臨時休業報告書(第3号様式)により指導課に報告する。特別支援学校長は、船橋市立特別支援学校管理規則第7条に基づき臨時休業報告書(第1号様式)により指導課に報告する

●「臨時休業」等に係る出欠席の取扱いについて

(1) 全校休業措置を取った場合

- ①「臨時休業」に該当し、「授業日数」を減ずる
- ②出席簿の扱いについては、出席簿作成要領に基づき、校務支援システムの「カレンダー」画面から、休日設定と休日備考1に事由（「台風のため休業」、「大雨のため休業」等具体的な変災）の登録をすることで、出席簿上に記載する。

(2) 保護者の判断で児童・生徒が休んだ場合、又は遅刻・早退した場合

- ①「出席停止・忌引等」に該当し、「出席しなければならない日数」を減ずる
- ②出席簿の扱いについては、出席簿作成要領に基づき、校務支援システムの「出席簿」画面から児童等の情報に、欠席は「ト」※特欠 と記入する。遅刻・早退については記入しない

●その他

- ・保護者等には、年度当初等に緊急時の連絡方法なども含め、周知徹底を図る
- ・放課後子供教室及び放課後ルームへの情報提供を徹底する
- ・特別支援学校について・・・警報等発令時の学校対応表をもとに、独自で基準を定める
- ・市船について・・・警報等発令時の学校対応表をもとに、独自で基準を定める

警報等発令時の学校対応表				
				令和2年7月28日
気象庁予報	【対応の基本方針】			
特別警報(波浪・高潮除く)	・船橋市または千葉県北西部の気象庁の予報で判断し、市内共通して臨時休業などの対応を行う			
各種警報	・この対応にそって、保護者が判断する(当日のメール配信はなし)			
雷注意報	【事前対応】			
竜巻注意情報	・学校は地域の危険箇所等の実状把握、児童・生徒への指導、 保護者への周知を徹底する			
各種注意報	【前日(週明け)などに悪天候が予想される】			
	・児童・生徒への指導、 再度、保護者へ対応のメール配信等を行う (朝の練習などの活動中止を含める)			
時間	気象庁予報	教育委員会の対応	学校の対応	家庭(児童・生徒)の対応
在宅時 船橋市 又は 千葉県北西部の気象 予報で 判断	特別警報(波浪・高潮除く)	午前7時で警報発令 →「臨時休業」※メール配信はなし		6時の時点で警報が出たら → 自宅待機
	暴風警報 暴風雪警報 大雪警報 大雨警報 洪水警報	午前7時で警報等が解除されている場合 →「通常通り」※メール配信はなし ↓ (ただし、学区の状況によっては校長の判断で、対応する。対応はメール配信する) ※保護者の判断で遅刻・欠席可		7時の時点で警報の有無を確認 有 → 臨時休業 無 → 通常通り 保護者の判断で遅刻・欠席可
	雷注意報 竜巻注意情報	通常通り	通常通り	保護者の判断で遅刻・欠席可
	その他注意報	通常通り	通常通り	通常通り
在校時	特別警報(波浪・高潮除く)	必要に応じて学校への情報提供	中学校区の校長で協議し判断 状況や対応等、メール配信にて各家庭に連絡 避難所開設等の可能性あり	引き渡しによる下校・学校に避難等 状況の変化に備える
	その他警報・注意報			
下校時	特別警報(波浪・高潮除く)	必要に応じて学校への情報提供	中学校区の校長で協議し判断 状況や対応等、メール配信にて各家庭に連絡 安全が確保されるまで帰宅させないこと 避難所開設等の可能性あり	引き渡しによる下校・学校に避難等 状況の変化に備える
	その他警報・注意報			
給食	臨時休業の場合の給食費は返金しない 交通機関の停止などで食材が届かない場合は、提示した献立とは代わる可能性がある			

緊急対応マニュアルⅥ（引き渡しについて）

◇引き渡しの判断（二次対応判断にて決定）

学校を含む地域の震度	震度5強以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護する。
	震度5弱以下	安全が確認された場合には、原則として通常通り下校させる。なお、状況に応じては教職員や地域の防犯パトロール等の方々と協力し、通学路の安全確認をしたり、集団下校したりして安全に配慮した下校に努める。

※児童の安全を最優先することが原則である。

※校外活動中については、引率責任者と災害対策本部で協議の上、引き渡しの有無や引き渡しの方法について決定する。

◇引き渡しの基本手順

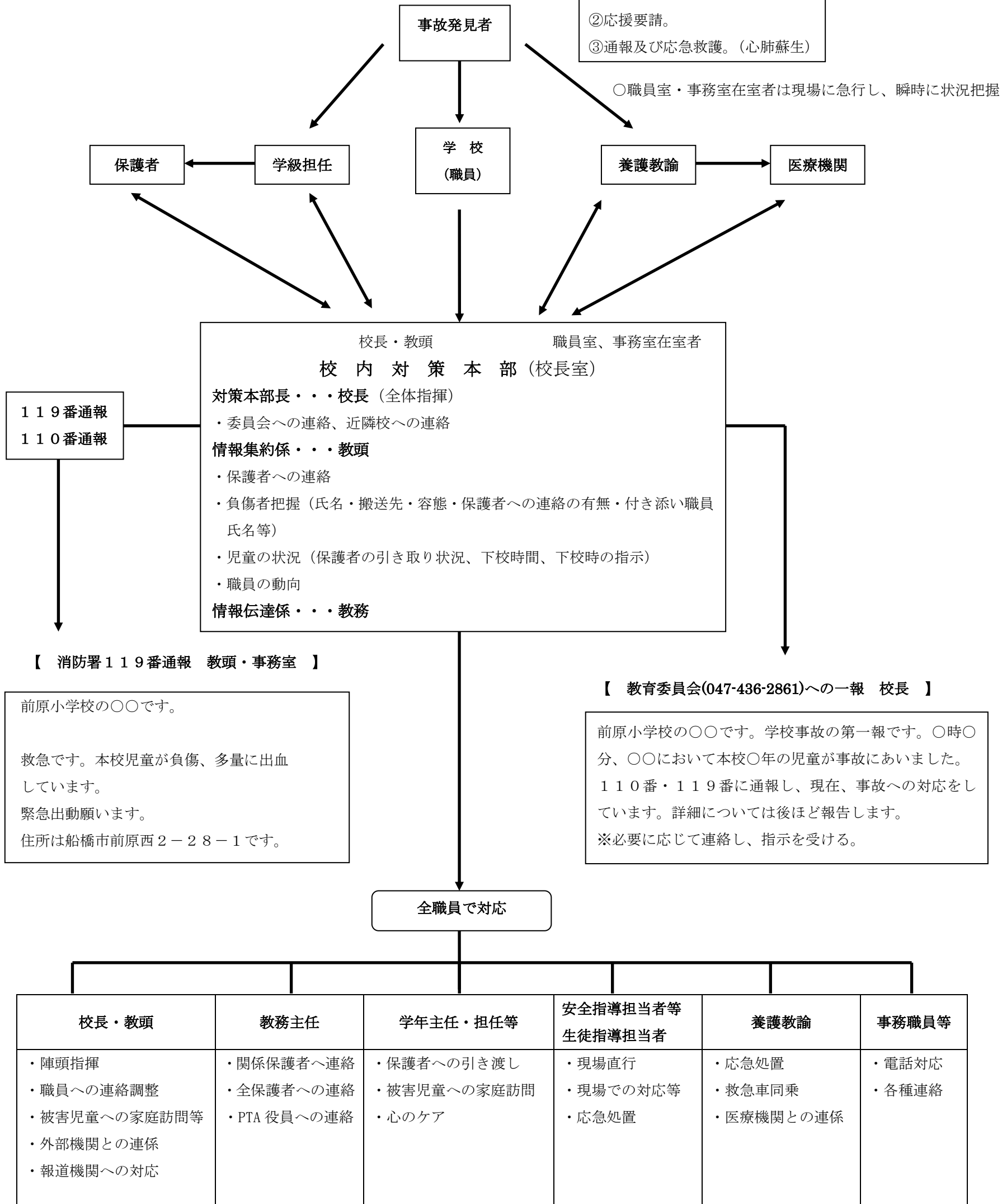
	災害対策本部	学級担任	学級担任以外の職員
事前準備	引き渡しの決定（保護者への連絡） 引き渡し場所の決定 引き渡しの指示 （放送機器の活用）	児童環境調査票の準備 引き渡し場所への移動（校庭又は教室）	
保護者対応	引き渡し方法の説明 保護者の誘導		保護者の誘導
引き渡し		児童環境調査票の照会 引き渡し（名簿にチェック） 災害対策本部に連絡 （引き渡し状況及び、残留児童の確認）	
事後対応	引き渡し状況の集約 委員会への報告	残った児童の保護	残った児童の保護

緊急対応マニュアルⅦ（事故・傷病発生）

【 発見者 】

- ①状況の確認。安全確保。
- ②応援要請。
- ③通報及び応急救護。（心肺蘇生）

○職員室・事務室在室者は現場に急行し、瞬時に状況把握

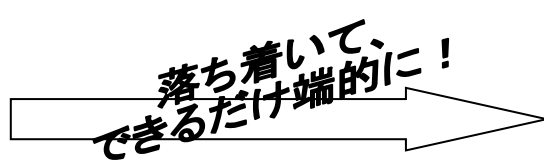
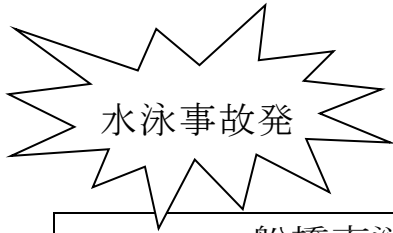


【手当の基本】

- (1) 観察の基本・・・①周囲の状況観察 ②傷病者の観察
③ショックの確認
- (2) 体位の基本・・・①傷病者の寝かせ方（意識あり→水平）
②意識がない場合は体位交換
③気道確保
④回復体位（呼吸が回復したとき等）
⑤保温、加温
- (3) 傷病者への接し方・・・①傷病者への力づけ
②安静
③飲食物
④感染防止
- (4) 現場での留意点・・・①協力者
②連絡・通報
③傷病者の家族への連絡
④搬送
⑤記録
- (5) 一次救命処置・・・①呼吸の確認（心停止の判断）
②気道確保
③心肺蘇生（CPR）
④胸骨圧迫（BLS）（循環の整理）
⑤人工呼吸
⑥胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ
⑦呼吸原性心停止が疑われるときの心肺蘇生
⑧AEDを用いた除細動
⑨気道異物除去

※＜手当の基本＞は、日本赤十字社「救急法基礎講習」から抜粋

緊急対応マニュアルⅧ(水泳事故発生)※基本は、マニュアルⅤ(事故・傷病)に準ずる



119番通報

※事故発生直後に通報。校長の許可不要

船橋市消防指令センター	職員の対応の仕方
こちら119番。火事ですか、救急ですか。	救急です。子どもがプールでおぼれました。
どんな状態ですか。	①意識や呼吸がない場合 ・意識がありません。 ・呼吸がありません。 ・【出血しています。(出血している部分も伝える。)] ・現在、心肺蘇生法をおこなっています。
	②意識、呼吸が大丈夫な場合 ・意識はありますが、水を大量に飲んでいました。 ・意識はありませんが、呼吸はしています。 ・現在、養護教諭と教師が看病しています。
場所はどこですか。	船橋市前原西2-28-1 前原小のプールです。駐車場の門を入れて直進した先が校庭です。校庭の左側にあります。教師が門にいます。
患者さんの名前は	〇〇 〇〇です。△歳の男子(女子)です。
あなたの名前は	□□ □□(通報者の名前)です。 前原小の教員です。

*その他、指令センターからの問いかけに対しては、冷静に対応する。(電話をかけた段階で救急車やドクターカーは出勤している。)



◇119番通報と同時に、担当者は直接事務室へ連絡に行く。その後、正門で救急隊員の誘導をする。

子どもがおぼれました。〇年△組〇〇 〇〇です。校長先生と養護の先生に連絡して下さい。
 現在、心肺蘇生法を行っています。119番通報はしました。もうすぐ救急車が来ると思います。教頭先生に正面に立っていただき、救急隊の誘導をお願いします。

◇救急車が現場に到着したらおぼれた子どもについての情報を救急隊に伝える。(養護教諭及び、心肺蘇生法実施者)

・おぼれたときの様子 ・心肺蘇生法をしているときの様子 ・既往症

◇水泳指導中の緊急時に備えての確認事項

- ・AEDは毎時プールに持参する。
- ・緊急時に備えて、原則教師は全員水着に着替えておく。(Tシャツ等の着用は可)
- ・指導中は、プールサイドからの監視役を最低必ず一人はもうける。
- ・事前に緊急時の分担を定め、緊急時に備える。
- ・事故発生時は、児童を掌握し、教室等に誘導して待機させる。

役割内容
① 胸部圧迫
② AED
③ 119番通報 ※校長の許可不要
④ 校長(教頭)・養護教諭への連絡
⑤ 児童掌握(教室へ移動)

緊急対応マニュアルⅨ（大規模災害等で学校が避難所となる場合）

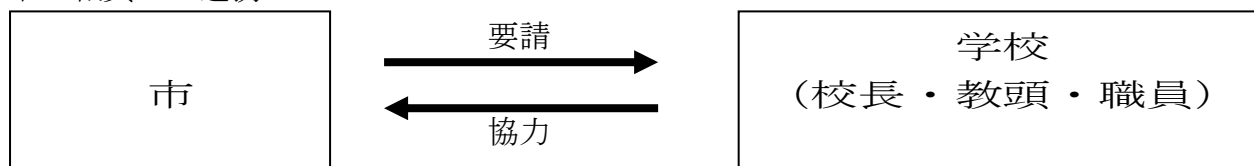
- 1 学校の許可なく学校施設を使用する場合
 - (1) 災害救助法 26 条、水防法 21 条、消防法 29 条、河川法 22 条
公職員選挙法 39, 63, 152, 160, 161 条
- 2 学校職員の非常災害等への対応

給特条例 7 条 非常災害の時

3 非常時参集職員（5月現在）

・校長	・教頭	・矢吹	・金川	・鈴木（学）
-----	-----	-----	-----	--------

4 市の職員との連携



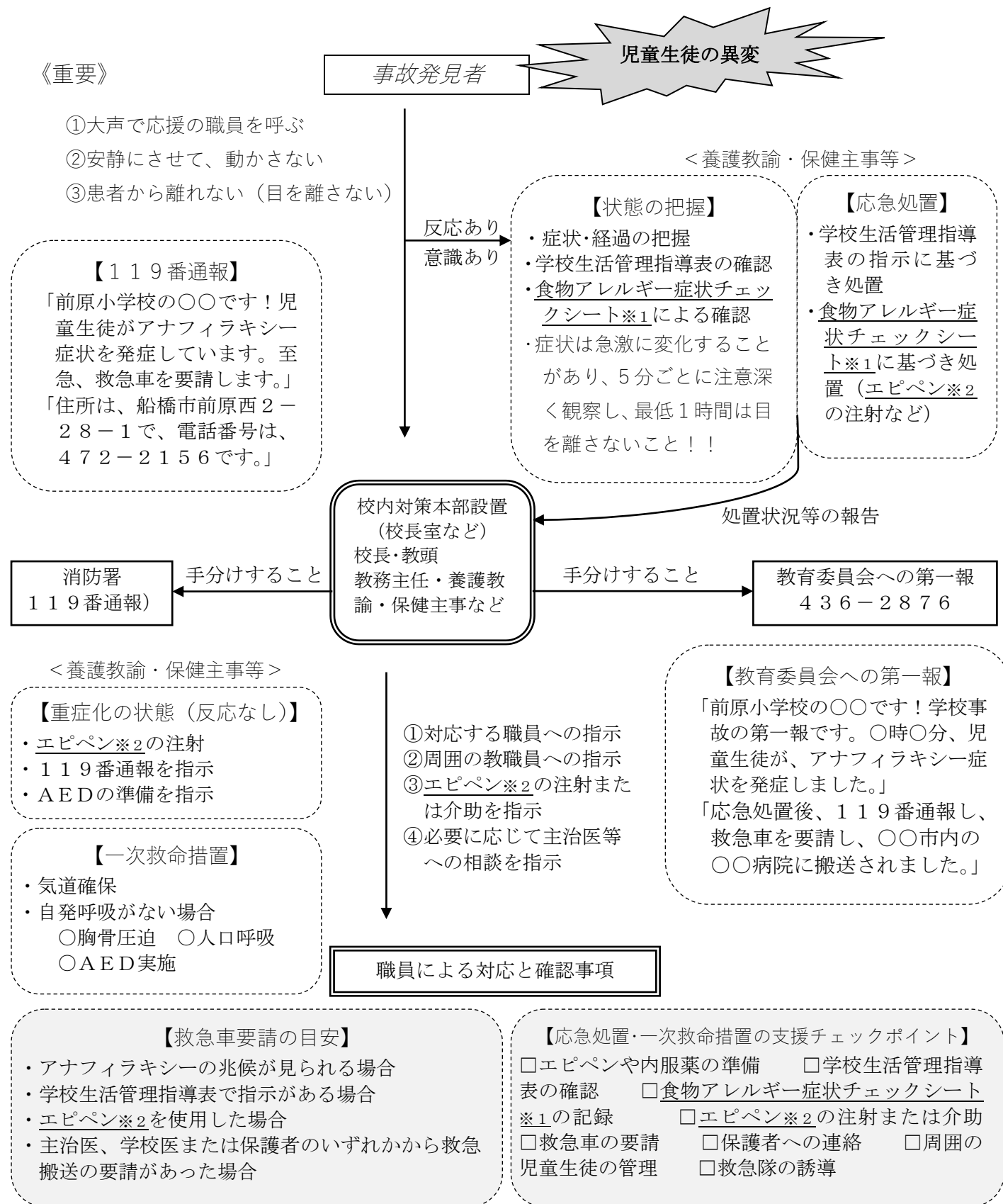
5 仕事内容（想定）

- | | | | |
|--------------|----------------------------|------------|-----------|
| (1) 連絡係 | (2) 食料配給係 | (3) 誘導係 | (4) 衣類係 |
| (5) ゴミ・トイレ係 | (6) 給水係 | (7) 救護・世話係 | (8) 情報収集係 |
| (9) 施設配置係 など | ※市の非常参集職員（責任者）の指示に従って行動する。 | | |

6 避難所となる場合のプロセス（例）

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容例
救命避難期	(直後～) 地震発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震等	地震発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・誘導等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊 等の救助開始	避難所の開設 ↓ 避難所の管理・運営	・名簿作成 ・関係機関への連絡 ・水や食料の確保 ・備蓄品の確認・配布等 ・衛生環境の整備
生活確保期	(数日後～) 安全点検	自治組織の立ち上がり ↓ 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との協力 ・要救護者への対応
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住居等への入居	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 学校機能の正常化 ↓	・学校機能再開への準備
		日常生活の回復	

緊急対応マニュアルX (アナフィラキシー症状)



○アナフィラキシーは、非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。教職員の誰が発見者になった場合でも、適切な対応がとれるように全員が情報を共有し、常に準備をしておく必要があります。

○食物アレルギーチェックシート※1及びエピペン※2の使い方については、千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課のホームページに掲載の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を確認してください。

＜検索手順＞

- ①千葉県ホームページ ⇒ ②教育・文化・スポーツ・教育委員会 ⇒ ③学校教育・安全・保健・給食 ⇒
- ④学校給食・食育・学校給食における食物アレルギー対応の手引き ⇒
- ⑤手引き(平成25年11月発行)のダウンロード ⇒ ⑥PDF「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」 ⇒ VI緊急時の対応 2食物アレルギー症状チェックシート(P11) 3エピペンの使い方(P12)

※ 1 食物アレルギー症状チェックシート

□観察開始(時 分) □薬の服用(時 分) □エピペンの注射(時 分)

	グレード3	グレード2	グレード1
全身	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い	◇症状は急激に変化することがあるため、 5分ごとに注意深く症状を観察する。	
呼吸器	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかすれる <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器	<input type="checkbox"/> 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 明らかな腹痛 <input type="checkbox"/> 複数回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 複数回の下痢	<input type="checkbox"/> 我慢できる弱い腹痛 <input type="checkbox"/> 吐き気
目 口 鼻 顔	グレード3の症状が 1つでもあてはまる 場合、エピペン®を注 射する。		
皮膚			
	上の症状が1つでもあれば 以下の対応を行う。	上の症状が1つでもあれば 以下の対応を行う。	上の症状が1つでもあれば 以下の対応を行う。
対 応	<input type="checkbox"/> エピペンの注射 (迷ったらエピペンの注射) <input type="checkbox"/> 救急車の要請 <input type="checkbox"/> 内服薬の使用 (反応がなく、呼吸がなければ) <input type="checkbox"/> 胸骨圧迫 <input type="checkbox"/> 人工呼吸 <input type="checkbox"/> AED実施	<input type="checkbox"/> 内服薬の使用 <input type="checkbox"/> エピペンの準備 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診 (迷ったら救急車要請) <input type="checkbox"/> グレード3の症状の有無を注 意深く観察し、1つでもあては まる場合はエピペン®を使用 する。	<input type="checkbox"/> 安静にして経過観察 <input type="checkbox"/> 内服薬の使用 <input type="checkbox"/> 医療機関の受診

「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(東京都健康安全研究センター)より改変

※2 エピペン®の使い方

【エピペンの使用手順】

①オレンジ色の先端を下に向け、
エピペン®を利き手でしっかり握る。



②もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



③太ももの前外側に垂直になるように
オレンジ色の先端をあてる。



④バチンと音がするまで
強く押し付け、数秒間待つ。
「1、2、3、4、5」



⑤垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば
完了。伸びていない場合は再度①②③④を行う。



⑥注射した部位を10秒間マッサージする。



⑦使用済みのエピペン®は、オレンジ色側から
ケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。



緊急の場合には、
衣服の上からでも注射できる。



エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する
目的で作られたものです。

しかし、エピペン®が手元にありながら、症状によっ
ては児童生徒が自己注射できない場合も考えられま
す。

救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら
注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する
ことは、医師法違反になりません。

人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰も
がエピペン®を使用できるようにしておくことが大切
です。



緊急対応マニュアルXI（弾道ミサイル発射についての対応）

		対応内容
事前	共通確認事項	<p>【全国臨時警報システム（Jアラート）が発信された場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●全校児童自宅待機。 ●配信メールの内容を確認し、指示を確認する。 ●テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して情報収集する。 <p>【弾道ミサイルに関する確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●弾道ミサイルは発射から極めて短時間（10分以内）に着弾する。 ●ミサイル着弾時には暴風や破片などによる被害が想定される。 <p>【近くに弾道ミサイルが着弾した場合】</p> <p>《屋外にいる場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。（可能であれば頑丈な建物が望ましいが、近くにない場合はそれ以外の建物に避難） ○近くに避難できる建物がない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 ○口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。 <p>《屋内にいる場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。 ○床に伏せて頭部を守る。 ○換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
	発生時	<p>【屋外にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●速やかに教室等の屋内に避難する。屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 <p>【屋内にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校の敷地内のできるだけ窓のない空間に避難する。窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れて床に伏せて頭部を守る。また、机の下に入って頭部を守る。 <p>【課外活動中の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 ●屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物に直ちに避難する。 ●教職員は携帯電話等の情報ツールを携行し、情報収集に努める。
	登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ●近くの頑丈な建物や地下に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。 ●安全が確保された後、学校に登校し待機し、教職員の指示に従う。
	在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ●安全確認がとれるまで待機し、身の安全を確保する。 ●屋外にいる場合は速やかに屋内に避難し、できるだけ窓のない空間に避難する。できない場合は物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
	事後指導	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集に努め、配信メールで指示を確認する。 ●被害が発生した場合は被害状況を学校に連絡する。

緊急対応マニュアルⅡ（詳細編）

事件・事故発生時の対応(当日)

1 近くの職員への連絡

- (1) 迅速・確実に連絡する。(複数以上の連絡方法を周知しておく)
 - ①大声で叫ぶ「助けてくれ」「事故発生、応援願います」(繰り返す)
 - ②笛による合図強く長く「ピーー」と鳴らす。(不審者 ピーっと繰り返し鳴らす)
 - ③近くの生徒を近くの教室・職員室に走らせる。
 - ④火災報知器を発報する。(生徒の生死にかかわる事故。事前に関係機関と協議しておく)
- (2) 緊急事態の発生を知った職員は、直ちに現場に直行し、生徒の安全を確保する。
- (3) 現場に急行する職員は、自らが担当する学級の生徒の安全確保に留意(避難指示・他の職員に依頼等)する。

2 応急措置

- (1) 医療機関へ連絡する。(救急車の要請、病院への連絡、学校医への連絡等)
- (2) 救急処置を実施する。
※全身症状に対して(意識のない場合:気道の確保、人工呼吸、心マッサージ)
※局所症状に対して(安静、冷却、圧迫・固定、障害部位を心臓より高くする)
- (3) 保護者へ連絡する。
※症状・状態、搬送先、保険証の持参について

3 避難誘導

- (1) 校内での学習中事件が発生したら、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。
- (2) 避難後は、出席簿(健康観察表)を使い確実な人数確認を行う。(確認後報告→教頭もしくは校長)
- (3) 行方不明者がいた場合報告後捜索に向かう。(教務主任及び男性職員)
- (4) 休憩時間や清掃時間中等、職員が生徒を掌握していない時に事故が発生した場合には、あらかじめ決められている分担場所に急行し、周辺にいる生徒を集合させ、事故発生場所の確認を行い、安全な場所・方向に避難誘導する。

4 対策本部の設置

- (1) 事故発生と同時に、緊急対応マニュアルによる初期対応を進めるとともに、校長室に校内対策本部を設置する。
- (2) 校長(教頭)を対策本部長とし、直ちに必要な指揮を取り、職員への指示をする。
- (3) 対策本部は現場対応者(事故現場・救急隊・警察等)との間の情報伝達を迅速且つ、確実にを行う。
- (4) 情報を集約し、逐一板書し、随時確認に努める。
※負傷者(氏名・搬送先・容態・保護者への連絡の有無・付き添い職員名)
※生徒の状況(保護者の引き取り状況・下校時間・下校時の指示)
※職員の動向(病院への同行・家庭訪問・情報収集)
- (5) 船橋市教育委員会への報告・応援要請を行う。
- (6) 関係機関(警察・消防等)との連絡・調整をする。

5 報道機関への対応等

- (1) 取材等は、対応窓口を1つにして校長や教頭など、発言に責任のもてる者が対応する。
- (2) 取材には、資料に基づいた事実を正確に話す。数字や固有名詞などは正確を期すためなるべく資料を提供するようにする。
- (3) 取材された内容が警察の捜査の関係上、発表できないものは、その理由をはっきり述べ、了解を得る。
- (4) 社名、記者名を正確に記録する。取材された事項が何時に報道されるかを明確にして、できるだけ確認する。
- (5) 記者会見を実施する場合の日時・場所・内容については、船橋市教育委員会に連絡し、指示を受ける。

6 保護者・地域への事情説明

(1) 事情説明会の実施

大事故が発生した場合は、保護者・地域住民の不安を取り除き、その後の協力を得るためにも、早急に事情説明会を実施する。(船橋市教育委員会に連絡し、指示を受ける)

[市から出ている報道対応マニュアルに準じて対応する。]

①事故発生時の様子と学校での対応

ア) 発生日時・場所・加害者及び被害者(人権を配慮する)

イ) けがの程度(収容先病院等)

ウ) 事故発生時の状況と学校での対応

② 今後の対応

ア) 休校措置について(期間、今後の見通し)

イ) 被害者への対応について(生徒へは家庭訪問によるケア)

ウ) 事件及び安全対策について(地域へは必要に応じてボランティア依頼)

エ) 警察との連携について

③協力依頼

ア) 地域パトロール

イ) 不審者情報の提供(ひやりハット・町コミネット等)

ウ) ひまわり110番

7 校外学習・集団宿泊行事における対応

(1) 校外学習・集団宿泊行事については、あらかじめ下見や打ち合わせ等を綿密に行い、交通事情や医療機関等の有無を確認する。

(2) 事前に引率職員の中から救護担当者を決め、緊急事態への対処体制について確認する。

(3) 引率責任者は、緊急時の指揮、連絡等の総括を行う。早急に学校と連絡を取り、対応を決定する。

(4) 緊急事態後の活動内容については、学校との連絡調整後確定する。

8 引き渡しについて

(1) 引き渡しについては、校庭にて行う。但し、雨天時や引き渡しに時間がかかる場合は、各教室又は体育館等で行う。

(2) 学級担任は、児童環境調査票を使い確実な引き渡しを行う。

※兄弟関係がいる場合は、下の学年の児童より引き渡す。

(3) 原則、引き渡しが終わるまでは担任が掌握する。(確認後報告→教頭及び校長)

(4) 引き渡しに時間がかかる場合は、引き渡し場所及び担当を変更して対応する。

翌日以降の対応

9 心のケア(カウンセリングの実施、カウンセラーの派遣)

(1) 関係児童等の精神的な状況の把握

①方法

ア) 本人からの聴取

イ) 本人の行動観察

ウ) 関係者からの聴取など

エ) 保護者等からの聴取 など

②内容・極度のおびえ・不安・不眠

ア) 登校不能

イ) 緘黙(かんもく)

ウ) 閉じこもり

エ) 周囲への過敏な反応

オ) 幻聴

カ) その他、特異な言動など

- (2) 心のケアが必要と判断される場合
 - ①教職員等で個別面接相談や家庭訪問等を行う。
 - ②地域の関係機関・団体に面接相談等を依頼する。
 - (2) 専門的な心のケアが必要と判断される場合
 - ① スクールカウンセラー等の派遣を要請する。
 - ②スクールカウンセラー等は、学校等において、児童等の心のケアに当たるとともに教職員が児童等の心のケアを行う上での助言・援助等に当たる。
- 1 0 正常な教育活動再開へ
- (1) 安全が確保され、児童が安心して学校生活を送れる体制が整ったことを確認する。
 - ※直接的な原因が除去(犯人逮捕等)されたか。
 - ※被害者等の生徒の心のケアが行われ、不安は取り除かれたか。
 - ※保護者及び地域住民の理解は得られたか。(保護者会の開催)
 - ※同種事故の再発防止策は徹底されたか。
 - (2) 学校便り等の文書で教育活動の再開を通知する。
 - ※(1)の確認がなされたことを報告するとともに、授業再開を。
 - ※家庭における配慮事項を明記し、協力を依頼する。

日常の対応

- 1 1、緊急対応マニュアルの作成と徹底
- (1) 自校や地域の実態を考慮したマニュアルを作成する。
 - (2) 出張等で不在になることを想定し、各係とも、複数の職員に分担する。(教務→教頭→専科…)
 - (3) 非常時に確認できるように、拡大したものを職員室等に明示しておく。(特に電話番号)
 - (4) 職員の移動等を考慮し、毎年1回は見直しと確認を行う。
- 1 2 緊急対応訓練の計画的な実施(不審者侵入想定も含む)
- (1) 地域や学校の実態に応じて、避難訓練の時期、災害の種類、実施回数、実施の方法等について、検討を加えながら計画的に実施しているが、不審者による事故発生の想定のもと、マニュアルに基づいた訓練を計画・実施する。
 - (2) 訓練が形式的に済まされることのないように、保護者やPTA及び地域の関係機関・団体等と可能な限り連携を図り、生徒等への恐怖心を与えない範囲で、緊迫感や臨場感を持たせることが望まれる。
 - (3) あらゆる場面を想定し、実践的な訓練を段階的に行う工夫が望まれる。
 - (4) 情報伝達訓練等を計画、実施する。
- 1 3 安全点検の実施(不審者侵入防止等)
- (1) 来校者の確認等を確実にし、不審者発見につとめる。(名札・名簿等)
 - (2) 昇降口扉、体育館への通路などについては、閉鎖を原則とし、通行後は確実な閉鎖を確認する。
- 1 4 生命の安全に対する指導
- (1) 各教科や道徳・学級活動などをおして、災害(重大事件・事故を含む、以下同じ)による危険、安全な行動の仕方や日常の備え、応急処置などについて計画的に指導する。
 - (2) 避難訓練を計画的に実施し、児童が避難の仕方、避難経路、避難場所などについて体験的に理解し、災害時には安全かつ迅速に避難できるようにする。
 - (3) 災害の種類やケース、時間帯などを多様に想定し、それぞれの場合の避難の仕方などについて学級活動などで指導する。